

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 2 月 3 日 (火) 第3081号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 3
- 農用地利用配分計画の認可 (農村振興課取扱い) 4
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 5

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告 (商工政策課取扱い) 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成27年 2 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
南さつま市金峰町中津野字堂町1229番4, 字野村原1311番7, 1312番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第75号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年2月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
つれづれ	指宿市大牟礼四丁目4番8号	特定非営利活動法人ケアネット	指宿市大牟礼四丁目4番8号	今村 洋介	平成26年12月31日	通所介護
つれづれ2	指宿市十町1952番地18	特定非営利活動法人ケアネット	指宿市大牟礼四丁目4番8号	今村 洋介	平成26年12月31日	通所介護

鹿児島県告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年2月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアネット訪問介護事業所	指宿市大牟礼四丁目4番8号	社会福祉法人いぶすきケアネット	指宿市東方10235番地1	大重 勝弘	平成27年1月1日	訪問介護
つれづれ	指宿市大牟礼四丁目4番8号	社会福祉法人いぶすきケアネット	指宿市東方10235番地1	大重 勝弘	平成27年1月1日	通所介護
つれづれ2	指宿市十町1952番地18	社会福祉法人いぶすきケアネット	指宿市東方10235番地1	大重 勝弘	平成27年1月1日	通所介護

鹿児島県告示第77号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年2月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
いぶすきケアネット居宅介護支援事業所	指宿市大牟礼四丁目4番8号	特定非営利活動法人ケアネット	指宿市大牟礼四丁目4番8号	今村 洋介	平成26年12月31日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所ふれあい	始良市加治木町木田1394番地4	社会福祉法人公心会	霧島市隼人町小浜3070番地	後藤 博孝	平成27年1月31日	居宅介護支援

鹿児島県告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により，指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年 2 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
つれづれ	指宿市大牟礼四丁目4番8号	特定非営利活動法人ケアネット	指宿市大牟礼四丁目4番8号	今村 洋介	平成26年12月31日	介護予防通所介護
つれづれ2	指宿市十町1952番地18	特定非営利活動法人ケアネット	指宿市大牟礼四丁目4番8号	今村 洋介	平成26年12月31日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第79号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により，次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年 2 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアネット訪問介護事業所	指宿市大牟礼四丁目4番8号	社会福祉法人いぶすきケアネット	指宿市東方10235番地1	大重 勝弘	平成27年1月1日	介護予防訪問介護
つれづれ	指宿市大牟礼四丁目4番8号	社会福祉法人いぶすきケアネット	指宿市東方10235番地1	大重 勝弘	平成27年1月1日	介護予防通所介護
つれづれ2	指宿市十町1952番地18	社会福祉法人いぶすきケアネット	指宿市東方10235番地1	大重 勝弘	平成27年1月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第80号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成27年 2 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
瀬戸内徳洲会病院	大島郡瀬戸内町古仁屋字トンキャン原1358-1	平成26年11月30日	精神通院医療

鹿児島県告示第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年 2 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
オレンジ薬局出水店	出水市中央町1393番地	平成27年2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第82号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年 2 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人ネリヤ	奄美市名瀬和光町31番地14	ネリヤ訪問ステーション	奄美市名瀬和光町31番地14	平成27年2月1日	育成医療・更生医療・精神通院医療

鹿児島県告示第83号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第4項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年 2 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
今屋義幸	いちき串木野市袴田1893番地	いちき串木野市生福9875番40
田中秀徳	いちき串木野市生福9566番地	いちき串木野市生福9874番22 外4筆
武田英夫	いちき串木野市生福41番地7	いちき串木野市生福41番1 外3筆
木之下喜輝	いちき串木野市生福6502番地	いちき串木野市生福9874番40 外4筆
井手迫正昭	いちき串木野市生福6662番地2	いちき串木野市海瀬456番5 外10筆
寺田洋孝	いちき串木野市小瀬町131番地	いちき串木野市照島1528番1
生野英明	いちき串木野市生福9177番地2	いちき串木野市海瀬456番32 外5筆
西拓郎	いちき串木野市生福7223番地1	いちき串木野市照島1528番5 外2筆
木之下清徳	いちき串木野市生福6649番地1	いちき串木野市海瀬456番20 外34筆
植屋健一	いちき串木野市照島1683番地1	いちき串木野市袴田1066番13 外3筆
内田一平	いちき串木野市生福7123番地1	いちき串木野市袴田1066番8 外2筆
池之上誠	いちき串木野市生福10507番地	いちき串木野市袴田1066番4 外6筆
内田善強	いちき串木野市生福7181番地	いちき串木野市袴田1066番11 外2筆
宿利原進	肝属郡錦江町神川7270番地	肝属郡錦江町馬場字宝付3605番1 外2筆

遠藤剛	西之表市現和4017番地	西之表市現和字山田3039番2 外2筆
遠藤建次郎	西之表市現和4004番地 5	西之表市現和字上喜加野3872番1 外3筆
村添員徳	西之表市現和3074番地	西之表市現和字門之本3818番 外14筆
鮫島繁樹	西之表市現和3797番地 2	西之表市現和字内之中野3712番 外8筆
園田育生	西之表市現和3776番地	西之表市現和字大太郎3962番 外4筆
園田政美	西之表市現和4059番地	西之表市現和字上喜加野3883番 外10筆
有限会社西田農産	西之表市西之表3703番地	西之表市現和字下喜加野3890番1 外3筆
園田広幸	西之表市現和4017番地 2	西之表市現和字内之中野3709番 外4筆
村添豪	西之表市現和4009番地	西之表市現和字内之中野3725番 外4筆
平園和久	西之表市現和4441番地	西之表市現和字山田3040番2 外11筆
西田久好	西之表市西之表6386番地 市住7-307	西之表市現和字西小太郎6559番4 外5筆
西田悦子	西之表市現和3772番地	西之表市現和字大新開4086番1 外12筆
野崎貞一	西之表市西之表12141番地	西之表市現和字中平3852番 外2筆
折口好喜	西之表市現和131番地	西之表市現和字下喜加野3896番3 外4筆
小山幸良	熊毛郡南種子町島間 4313番地	熊毛郡南種子町島間字下浜上4702番 外4筆

- 2 認可年月日
平成27年 1 月 26 日

鹿児島県告示第84号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、曾於市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 2 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 平成27年 1 月 19 日から同年 3 月 27 日まで
- 3 作業の地域 曾於市末吉町二之方

北薩地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年 2 月 3 日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ふくしサービスセンターこの指とまれ	薩摩川内市宮内町3886番1	社会福祉法人グリーンコープ	福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	行岡 良治	平成27年 2月1日	同行援護

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に

より鹿児島市長から意見を聴取し、及び同条第2項の規定により住民等から意見書の提出があったので、これらの意見を平成27年2月3日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ニシムタスカイマーケット鴨池
鹿児島市真砂本町2421番地836 外3筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成26年8月18日
- 3 意見の概要
 - (1) 鹿児島市
 - ア 交通関係について
 - (ア) 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。
 - (イ) 荷さばき施設を設けることによって、隣接する道路の一般歩行者等の円滑な通行を妨げることがないように、配慮すること。
 - (ウ) 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずるよう努めること。
 - イ 駐車・駐輪場について
 - (ア) 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。
 - (イ) 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法11条及び12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。
 - (ウ) 駐輪場、自動二輪駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。
 - (エ) 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。
 - ウ 建物について
 - (ア) 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築を行う場合は、着工する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を都市計画課に行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。
 - (イ) 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。
 - (ウ) 当計画地は、第二種住居地域に指定されていることから、建築物の建設に際しては、建築基準法及び建築基準関係規定等の関係法令等を遵守すること。
 - エ 環境保全（騒音・廃棄物等）について
 - (ア) 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、特定施設設置（圧縮機）について30日前までに届出を行い規制基準を遵守すること。
なお、室外機の設置場所については、付近の状況に配慮し適切な場所を選定すること。
 - (イ) 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上であることから、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
 - (ウ) 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法に基づき届出を行うこと。
 - (エ) 食品加工工場からの排水については、当該施設が下水道処理区域内に位置する場合は、公共下水道に接続を行うこと。
 - (オ) 配送車等の通行は、経路・時間帯を考慮し、騒音及び振動などで周辺住民・事業所に迷惑をかけないこと。
 - (カ) 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底を行い、一般廃棄物及び産業廃棄物の

収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。

- (キ) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

オ その他

- (ケ) 届出のあった土地の一部が、新川の洪水浸水想定区域に含まれていることを十分考慮した上で、所有、占有、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても防災対策等も含めた良好な生活環境の保持に関する十分な対策、及び安全確保のために必要な措置を講ずること。

また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を取得させるよう努めること。

- (イ) 計画の見直し等に伴い土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、土地利用調整課に事前に相談すること。

(2) 鹿児島市に居住する者

- ア 労住ビルとニシムタスカイマーケット鴨池間の横断歩道に、歩行者用押ボタン式信号機を設置し、歩行者、車両双方に配慮してほしい。

イ 周辺地域との景観バランス・調和に配慮していただきたい。

(3) 鹿児島市に存する団体

当団体の意見として、周辺の生活環境の保持のため、下記の件につき御配慮方をお願いしたい。

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

- (ケ) 周辺の信号機、道路標識、横断歩道の設置と労住第七ビル横の五差路交差点の運用問題等周辺の交通網の整備をしっかりとってから開業してほしい。

- (イ) 周辺の照度関係、騒音防止等から考慮して、午後9時以降は1階駐車場だけの使用としてほしい。

イ 歩行者の通行の利便の確保等

- (ケ) 小・中学生の安心・安全な通学路の確保を図ってほしい。

- (イ) 交通規制等の措置により交通の混雑緩和を図ってほしい。

ウ 防災・防犯対策への協力をしてほしい。

エ 街並みづくり等に配慮してほしい。

オ その他

- (ケ) 静かな住宅街であるので、24時間営業ではなく、22時までの営業とできないか。

- (イ) 悪臭がもれないよう配慮していただきたい。

(4) 鹿児島市に存する団体

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

小・中学校、幼稚園及び保育園が近隣にあり、交通渋滞による事故等が発生することが懸念される。通勤通学や地域行事の有無に配慮し施設周辺の交通誘導を十分に行っていただきたい。

イ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

地域活動と同様に資源リサイクル活動も連携して取り組んでいただきたい。

ウ 防災・防犯対策への協力

町内会を中心とした防災意識の高揚や防災訓練の取り組みに積極的に参加していただきたい。

エ 騒音の発生に係る事項

24時間営業の為に発生する騒音の発生を危惧しています。従業員、事業関係者等への周知徹底や顧客への諸注意等の具体的な取り組みを求めます。

オ 街並みづくり等への配慮等

過大な広告看板や地域の雰囲気害すような設備等には十分注意を払っていただきたい。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第9号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年2月3日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRA麻雀物語29AS	株式会社平和	4P1036
ぱちんこ遊技機	CR黄門ちゃま59AX	株式会社平和	4P1119
ぱちんこ遊技機	CR麻雀物語2M9AY1	株式会社平和	4P1180
ぱちんこ遊技機	CR聖戦士ダンバインFWN	サミー株式会社	4P1153
ぱちんこ遊技機	CR怪物くん デーモンの剣N2	奥村遊機株式会社	4P1177
ぱちんこ遊技機	CRキカイダー S.I.C MA	株式会社ソフィア	4P1195
回胴式遊技機	パチスロゴッドイーターCC	山佐株式会社	4S0713
回胴式遊技機	ゼンFF	山佐株式会社	4S0754
回胴式遊技機	ケロルンCC	山佐株式会社	4S0919
回胴式遊技機	サイレントメビウスS1	岡崎産業株式会社	4S0997
回胴式遊技機	麻雀物語3役満乱舞の究極大戦G1	株式会社オリンピア	4S1092
回胴式遊技機	コクッチー	株式会社タイヨー	4S1198